



はたらくママ保育園びよびよは、株式会社アクティブが設置し、株式会社保育サポートメイツ・いばらきが業務委託を請け負う企業主導型の保育施設です。児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき茨城県への設置届出を義務付けられた施設です。

★契約している保険の種類、保険事故および保険金額

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、内閣府令で定めるもの <small>（ ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は吸入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病 ）</small>	医療保険並の療養に要する費用の額の4/10 そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 （選学 園）中の災害の場合2,000万円～44万円
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円（選学 園）中の場合1,500万円
	将 来 死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円（選学 園）中の場合1,500万円
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円（選学 園）中の場合も同額

なお、保育中の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所等における保育中を含む。）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により選学 園 する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

三井住友海上

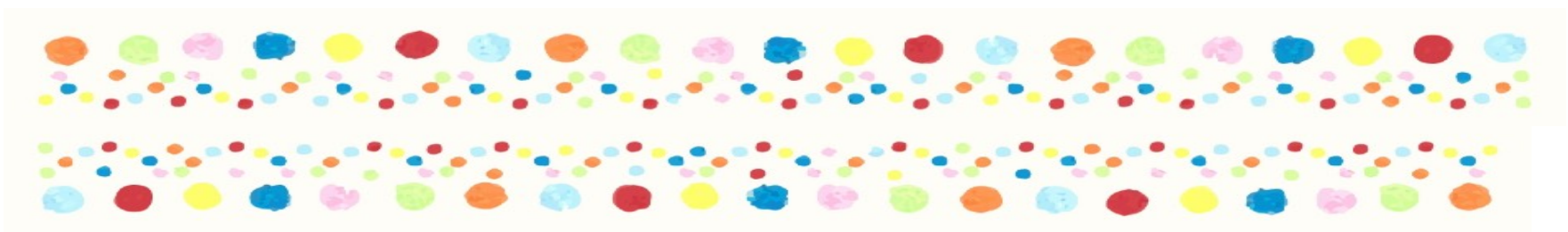
◎賠償責任保険	1名につき	100,000千円
	1事故につき	500,000千円

★提携している医療機関

◎小宅小児科	年2回の内科検診等	◎きのした歯科	年1回に歯科検診等
--------	-----------	---------	-----------

茨城県ひたちなか市東石川3丁目7番19号

茨城県ひたちなか市長堀町2丁目12番10号



★緊急時等における対応方法

※当園では緊急時対応マニュアルを定めています。

◎関係機関の連絡先

ひたちなか・東海広域事務組合笹野消防署	(119番)	TEL : 029-273-0211
ひたちなか警察署	(110番)	TEL: 029-272-0110
小宅小児科		TEL: 029-273-7181
ひたちなか市休日夜間診療所		TEL: 029-274-3240
茨城子ども救急電話相談		TEL: # 8000/029-254-9900
緊急医療情報コントロールセンター		TEL: 029-241-4199
ひたちなか市福祉部福祉事務所児童福祉課		TEL: 029-273-0111 (代表)

◎保護者との連絡方法

緊急連絡先に電話またはLINEにて連絡します。

★非常災害対策

※当園では非常災害時の計画を作成しています。

◎災害時における関係機関の連絡先

ひたちなか・東海広域事務組合笹野消防署	(119番)	TEL : 029-273-0211
ひたちなか警察署	(110番)	TEL: 029-272-0110
ひたちなか市生活安全課		TEL: 029-273-0111 (代表)
ひたちなか市福祉部福祉事務所児童福祉課		TEL: 029-273-0111 (代表)
小宅小児科		TEL: 029-273-7181
ひたちなか市休日夜間診療所		TEL: 029-274-3240
茨城子ども救急電話相談		TEL: # 8000/029-254-9900
緊急医療情報コントロールセンター		TEL: 029-241-4199

◎保護者との連絡方法

緊急連絡先に電話またはLINEにて連絡します。 NTT災害用伝言ダイヤル (117)

◎避難訓練等の実施状況

地震、火災等を想定し、年4回のひたちなか市の防災訓練時に合わせて実施するとともに月1回の避難訓練に努めています。

◎避難場所、避難方法

地震などの災害時においては当園、目の前の武田第2公園に緊急避難するとともに、状況に応じて市の指定避難所『子育て支援・多世代交流施設（ふぁみりこらぼ）』（ひたちなか市石川町11番1号029-272-6301）に徒歩にての移動を想定しています。

★虐待の防止のための措置に関する事項

当園職員においては、適時に虐待の防止に関する研修を受講しています。当園は虐待の防止のためのマニュアルを作成しています。

★設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否か

設置者 株式会社アクティブは、これまでに事業停止命令又は施設閉鎖命令などに準ずる、いかなる処置も受けたことはありません。

